

注 記（全体財務書類）

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準は基準モデルによっており、その主な評価方法については、次のとおりです。

ア 平成 19 年度以前に取得したもの……………再調達原価

イ 平成 20 年度以後に取得したもの……………取得原価

ただし、事業用資産の土地は再調達原価としています。

② 無形固定資産……………取得原価

なお、水道事業会計及び下水道事業会計においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 有価証券……………取得原価

② 出資金……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主に先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6 年～50 年

工作物 3 年～75 年

物品 3 年～15 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権について、過去 5 年間の平均不納欠損率等により（又は個別に回収可能性

を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(一般会計等においては、安城市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みません。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、水道事業会計及び下水道事業会計については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体(会計)の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

該当事項はありません。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3 重要な後発事象

該当事項はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
安城市土地開発公社	一百万円	一百万円	5,000 百万円	5,000 百万円

(2) 係争中の訴訟等

該当事項はありません。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
水道事業会計	地方公営事業会計	全部連結	—
下水道事業会計	地方公営事業会計	全部連結	—
国民健康保険事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
有料駐車場事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
安城桜井駅周辺特定土地区画 整理事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
介護保険事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

イ 内訳

事業用資産 328 百万円（289 百万円）

土地	328 百万円 (289 百万円)
インフラ資産	20 百万円 (0 百万円)

土地	20 百万円 (0 百万円)
----	-----------------

令和 6 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地目別平均単価により評価しています。

上記の () 内の金額は、貸借対照表における簿価を記載しています。